

砂 川 市 規 則 第 2 9 号

令 和 8 年 7 月 3 1 日

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和50年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「別表第1」を「次」に改める。

第2条の4第2項第2号中「前項」を「前号」に改める。

第2条の5第2号中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第5条第4項中「委員長」を「、委員長」に改める。

第7条の4中「29万5千円」を「33万円」に改める。

第8条本文中「による」を「までの」に改める。

第9条第2項後段中「あわせて」を「併せて」に改める。

第10条中「請求書に」を「請求者に」に改める。

第12条第1項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第16条第1項第2号中「次に」を「、次に」に改め、同項第4号ウ中「50歳若しくは」を削る。

第21条第2項中「又は」を「及び」に改め、同条第4項中「会長」を「、会長」に改める。

第24条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「総務省令」を「規則」に、「日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）の被保険者」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該額が現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額るときはその額）に相当する額とする。

第25条第1項中「手続き」を「手続」に改める。

附則第2項中「第7条の3」を「第7条の4」に改める。

別表第1（第2条の2関係）第4項第2号中「うるし」の次に「、テレピン油」を加え、同表第5項中「基金の定める」を削り、同表第7項第3号中「四—アミノジフェニル」を「4—アミノジフェニル」に改め、同項第4号中「四—ニトロジフェニル」を「4—ニトロジフェニル」に改め、同項中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号の次に次の4号を加える。

- (11) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
- (12) オルト—トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- (13) 1・2—ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別記第10号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

葬祭補償請求書

砂川市長.....様 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者の住所	
		ふりがな	
		死亡職員との続柄又は関係	
1 死亡 職に 関す 事項	所属部局名		職 名
	氏 名		年 月 日生（ 歳）
	負傷又は発 病の年月日 年 月 日	死 亡 日 年 月 日	
2 葬 祭 補 償 請 求 金 額 の 計 算	(補償基礎額)		
	(A) 330,000+ 円 × 30 = 円		
	(補償基礎額)		
(B) 円 × 60 = 円			
(C) (A)、(B)のうち高い金額 □(A) □(B)			
3 葬祭補償請求金額			円

4 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 支店	*受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		*決定金額	円
		口座番号			
		預金名義者			
	送金小切手	受取先金融 機 関 名	銀行 支店	*通 知	年 月 日
	そ の 他			*支 払	年 月 日

[注意事項]

請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に~~レ~~印を記入すること。